

発議第 2 号

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 7 年 3 月 10 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 堀井 秀昭

(提案理由)

庄原市議会議員定数条例の一部改正に伴い、予算決算常任委員会、企画建設常任委員会の定数を改めるほか、地方自治法の一部改正に伴いオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる事項を定めるものである。

## 庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「7 人」を「6 人」に改め、同項第 4 号中「19 人」を「18 人」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 20 条（秘密会）第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 25 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるのできる。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条第 3 項中「文書」を「文書等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるのできる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、次の常任委員会委員選任のときから適用する。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称及び委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 企画建設常任委員会 <u>6人</u></p> <p>(4) 予算決算常任委員会 <u>18人</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条～第15条 略</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第16条～第20条 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>第22条～第23条 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称及び委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 企画建設常任委員会 <u>7人</u></p> <p>(4) 予算決算常任委員会 <u>19人</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条～第15条 略</p> <p>第16条～第20条 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 略</p> <p>第22条～第23条 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>（公述人の決定）</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長の承認を得て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>第26条～第27条 略</p> <p>（代理人又は文書等による意見の陳述）</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>第4章 参考人</p> <p>（参考人）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>4 <u>参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。</u></p> <p>第5章 記録</p> <p>（記録）</p> <p>第30条 略</p> <hr/> <p>2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	<p>（公述人の決定）</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長の承認を得て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>第26条～第27条 略</p> <p>（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>第4章 参考人</p> <p>（参考人）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u></p> <p>第5章 記録</p> <p>（記録）</p> <p>第30条 略</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第31条以下 略</p> <p><u>附 則</u>  <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、次の常任委員会委員選任のときから適用する。</u></p>	<p>第31条以下 略</p>